

農地所有適格法人となることでの利点		
規模拡大と経営の効率化	個人では難しい大規模な農地の集積や、共同での機械導入が可能となり、生産性の向上が期待できます。 経営資源（農地、機械、人）を集約し、効率的な農業経営が実現できます。	
信用力の向上と資金調達の多様化	法人格を持つことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。 国や地方自治体の補助金や助成金の対象となりやすいケースが増え、事業拡大のための資金調達の選択肢が広がります（補助金・助成金の具体的な内容は年度ごとに変動します）。 取引先からの信頼も向上しやすくなります。	
経営の安定化とリスク分散	複数人で経営を行うことで、経営者の病気や怪我などのリスクを分散できます。 経営に関する意思決定を複数人で行うことで、より客観的で安定した経営判断が期待できます。	
事業承継の円滑化	株式の譲渡や役員の交代によって、円滑な事業承継が可能となります。 個人事業主と比較して、相続時の財産分けが明確になり、後継者への引き継ぎがスムーズになります。	
人材確保と福利厚生の実現	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）への加入が可能となり、従業員にとって魅力的な雇用環境を提供できます。 退職金制度の導入など、福利厚生を充実させることで、優秀な人材の確保・定着に繋がります。	
税制上のメリット	所得分散による節税効果	役員報酬や給与として所得を分散することで、個人にかかる所得税の累進課税を緩和できる場合があります。
	法人税率の適用	所得が一定額を超えると、個人の所得税率よりも法人税率の方が低くなる場合があります。
	損益通算・欠損金の繰越控除	複数の事業部門がある場合、一方の損失を他方の利益と相殺できる損益通算が可能です。また、発生した赤字を繰り越して、将来の黒字と相殺できる欠損金の繰越控除が適用されます。
	経費計上の範囲拡大	個人事業主よりも経費として認められる範囲が広がる場合があります（例：役員社宅、出張手当など）。

農地所有適格法人となることでの負担		
設立・運営コストの増加	設立費用	法人設立には、定款の作成、登記申請費用（登録免許税など）、専門家への報酬（司法書士、行政書士など）が発生します。
	ランニングコスト	税理士への顧問料、社会保険料の会社負担分、決算公告費用など、個人事業主にはない固定費が発生します。
事務負担の増加と複雑化	会計・税務の複雑化	複式簿記での記帳が必須となり、決算書の作成や法人税、消費税などの申告手続きが複雑になります。専門知識が必要となるため、税理士への依頼が一般的です。
	社会保険手続き	従業員（役員含む）の社会保険加入手続きや毎月の保険料計算など、定期的な事務作業が発生します。
	法規制の遵守	農地法、会社法など、法人として遵守すべき法律や規則が増え、これらの知識が必要となります。
経営の自由度の制約	意思決定プロセス	株主総会や取締役会での意思決定が必要となり、個人のように即断即決ができない場合があります。
	農地所有適格法人の要件維持	農地所有適格法人としての要件（事業内容、構成員、役員、売上高など）を常に満たし続ける必要があります。要件を外れると、農地の所有が認められなくなるなどの問題が生じる可能性があります。
税制上のデメリット	赤字でも発生する税金	法人住民税の均等割は、法人の所得が赤字であっても毎年発生します。
	交際費の制限	個人事業主よりも、経費として認められる交際費の範囲に制限があります。
	役員報酬の適正化	役員報酬は、不相当に高額であると税務上の損金として認められない場合があります。